

すくすく消費者

島根県 令和7年度
消費者教育情報紙

第43号

■トピックス (P1)

学校における消費者教育
～高等学校における公民科の内容から～

■実践教育事例 (P2-P10)

- ・島根県小学校家庭科教育研究会
- ・島根大学教育学部消費者教育研究会
- ・令和7年度消費者教育に関する教員研修会
- ・プロフェッショナル出前授業・消費者問題出前講座の紹介
- ・令和7年度島根県における消費者教育について

トピックス

学校における消費者教育 ～高等学校における公民科の内容から～

島根県教育庁学校教育課
指導主事 金築 真実

成年年齢が18歳に引き下げられたことで、高校生は「消費者」として、自らの意思で契約を結び、その結果に責任を負う立場になりました。これは自由が広がった一方で、判断する力や考える力が、これまで以上に重要になったことを意味しています。だからこそ、若い世代が社会に出る前に、消費者として必要な知識を身につけておくことが必要です。

高校における消費者教育は、法律や制度を知るということにとどまらず、日常の買い物やサービスの利用といった身近な事例をもとに、「自分だったらどうするか」を考えながら学び、主体的に判断・行動できる態度を育成することを目的としています。

消費者教育は公民科において、主に「公共」と「政治・経済」の科目で学習します。公民科は、「自立した主体として、よりよい社会の形成に参画する」力を育成する教科です。なかでも「公共」は、平成30年度告示の学習指導要領から新たに設けられた必履修科目であり、すべての高校生が学習します。学習指導要領では、「多様な契約及び消費者の権利と責任」に関する知識や技能を身に付けることが示されています。授業では、日常の消費行動も契約の一つであることや、契約の成立、トラブルが生じた場合の対応について学ぶとともに、消費生活センターや法テラスなど、相談先の役割についても確認します。

島根県では、消費とくらしの安全室と教育委員会が連携し、消費者教育の充実に取り組んでいます。消費者教育は学校だけで完結するものではありません。社会のしくみや契約の形が変化し続けるなかで、子どもたちだけでなく、私たち大人も常に学び続けることが必要です。学校と地域、子どもと大人、それぞれが協力し、つながることが消費者問題の予防・被害防止につながると考えています。

未来の消費生活を意識する金銭教育

～「消費者すごろく」で擬似体験し、リアルな買い物で学ぶ「管理の心」～

島根県小学校家庭科教育研究会

指導者 安来市立赤江小学校 井上 佳代子

1 はじめに

現代社会において、児童を取り巻く消費生活環境は大きく変化している。小売店の減少やネットショッピングの浸透、また、キャッシュレス決済の急速な普及により、通貨の実感を伴わない経済活動が日常化している。こうした中、児童は買い物の経験が不足しているだけでなく、目に見えない形でお金が動く仕組みの中で生活しており、将来的な金銭感覚の欠如や消費者トラブルへの懸念は拭えない。本実践では、このような背景を踏まえ、児童が将来の自立した消費者としての姿を具体的に描けるよう、「消費者すごろく」を通じた擬似体験を取り入れた。すごろくの中での選択や意思決定を通し、自らの消費者感覚を言語化させることで、生活を見通す力の育成を図った。また、修学旅行の場で限られた予算内での実際の買い物体験を設定した。買い物の計画（意思決定）から、出納簿への記録（自己管理）までの一連の流れを経験させることで、単なる知識の習得ではなく、自らの消費行動を振り返り、責任を持って管理できる大人へと成長するための基礎を培うことを目指して実践した。

2 単元名 6年家庭科「かしこい消費者になろう」 ～消費者すごろくと修学旅行での買い物実践～

3 単元の目標

- 物や金銭の大切さを理解し、計画的な購入の仕方を身に付けるとともに、出納簿への記録を通して金銭管理の方法を理解する。 (知識・技能)
- 「消費者すごろく」での擬似体験や実際の買い物場面において、自分に必要な物や優先順位を考え、適切に意思決定し、自分の消費者感覚を言葉で表現することができる。 (思考・判断・表現)
- 将来の生活を見通し、自立した消費者として自分たちの生活をより良くしようと、進んで金銭の自己管理に取り組もうとする。 (主体的に学習に取り組む態度)

4 単元構成 (全5時間)

第1次	自分たちの消費生活を見つめよう (1時間)
第2次	消費者すごろくで未来をシミュレーション (2時間)
第3次	買い物の計画を立てよう (1時間)
※	実際に買い物をしよう (修学旅行中)
第4次	これからの生活を考えよう (1時間)

5 授業の実際

児童は買い物に対して極めて高い関心を持って本単元に臨んだ。実態として、日常的に自身で買い物を経験している児童がいる一方で、保護者に同行するのみで決済経験がない児童もいた。しかし、クレジットカードや電子マネーへの認識は高く、将来的な活用への意欲が見られた。

J-FLEC（金融経済教育推進機構）の事業を活用し、外部講師を招いた「消費者すごろく」を実施した。児童は節約や将来への貯蓄を意識した選択をする傾向があり、「なぜその選択をしたか」という自身の消費者感覚を積極的に言語化する姿が見られた。ここで学んだ「ニーズ（必要なもの）」と「ウォンツ（欲しいもの）」という視点を携え、修学旅行の買い物計画へと繋げた。



買い物計画段階では、多くの児童が慎重に収支を予想し、余力を持たせた計画を立案した。実際の修学旅行では、商品を目の前にしたり、友人の買い物の様子に刺激されたりし、購買意欲が高まっている姿が見られた。多くの児童は、迷い、悩みながらも計画を意識した買い物や予定外の買い物をする際に2回目の買い物で調整することができていた。中には、1日目（宮島での買い物）終了時点で予算をほぼ使い切る児童もいたが、宿泊先で出納簿を整理し冷静に振り返ることで、2日目（遊園地での買い物）の計画を再構築（自己調整）する姿が見られた。

単元の振り返りでは、出納簿の整理を通し、「理想（すごろく）」と「現実（実際の買い物）」の比較をする視点で考えさせた。児童からは「計画通りに進まない難しさ」や「買いたい気持ちを抑える自己調整の必要性」についての気づきが多く語られた。

6 成果と課題

【成果】

「消費者すごろく」という擬似体験と、修学旅行という実体験を組み合わせることで、自身の消費傾向を客観的に捉え、言語化することができた。また、計画外の出費があった際も、宿泊先での記録と振り返りを通して翌日の行動を修正するなど、決められた金額の中でやりくりしようとする「自己管理能力」の芽生えが見られた。

【課題】

今回は現金による実践であったが、今後は児童の関心が高いキャッシュレス決済やネットショッピングにおける管理方法についても、進学先の中学校での学習内容と滑らかにつながられるような単元計画を作成していきたい。そして、行事の場だけでなく、日常生活における金銭管理への意識を持続させるため、おこづかいの扱い方などについて家庭との連携をより深めていきたい。



実践教育事例

消費者の役割、消費者被害の内容を中心にした授業開発

～“自分事”として捉える子どもたちの姿を目指して～

島根大学教育学部消費者教育研究会

竹吉 昭人・湯浅 里保・長 拓実・井上 富美子

1 はじめに

今年度の実践研究では、家庭科の内容C「消費生活・環境」において、前期課程（小学校）では「消費者の役割」について、後期課程（中学校）では「消費者被害」についての授業開発を試みた。

「消費者の役割」については、物を選択・購入する場面を取り上げる。物を買うという行為は、自分や家族の生活を支えたり、豊かにしたりするだけでなく、その対象物を作ったり、売ったりする人や環境にも大きく影響を及ぼす。私たちがこれからどのような社会を目指していきたいかを示す重要な意思表示の場となり得る。エシカルな視点を加えながら、一人ひとりのウェルビーイングの向上を目指し、そのことが、さらには広く地域や社会のウェルビーイングにもつながっていくというイメージを子どもたちももちながら、消費生活に関わって欲しい。

「消費者被害」については、スマートフォンやタブレット端末を小・中学生でも扱う機会が増え、未成年者のトラブルも多くなっている。トラブルについては、様々な啓発活動などからその情報に触れる機会も増えてきているが、「自分は大丈夫、トラブルに巻き込まれることはない」といった思いをもっている子どもたちも少なくない。よって、消費者被害について、当事者意識をもって深く思考し、未然防止や被害にあった時の対応など、実際に実践できる力を育んでいきたい。

これらのことから、「消費者の役割」、「消費者被害」について、“自分事”として捉え、学びを深め、実生活で生かす意欲や態度を育むために、取り上げる学習場面や、事例、学習過程の工夫を中心に行った。

2 題材のねらいと題材計画

～前期課程6年（小学6年）～

○題材名「修学旅行のお土産は何を選ぶ？」

○ねらい： 本題材では、10月に控えた京阪神方面への修学旅行で金銭を使う場面であるお土産の購入について取り上げ、よりよい商品選択や買い物をするために大切なポイントは何かということ視点を課題を設定し、主に持続可能な社会の構築に関する見方・考え方を働かせながらその解決を図っていく問題解決型の学習活動とした。また、「消費者としての役割」について、子どもたちが“自分事”として捉え、今後その視点を活かして生活していこうとする意欲や態度を身に付けることができるようにしていくことを目指した。



修学旅行での買い物の様子

○題材計画（全5時間）

※本実践は松江市教育研究会家庭科部会でも授業検討を行った

時間	内容
①	修学旅行での買い物の条件を提示し、買う目的を考えながらお土産調べをする。
②	そのお土産を選ぶことで、「どのようないいことがあるか」を考え、消費者の役割を捉える。
③	どのようなお土産を選ぶか、再考し、購入計画を立てる。
④	修学旅行事前学習：買い物の仕組みや物や金銭の大切さを考える。 (学年全体で家庭科の学習として実施)
※	計画を生かして、修学旅行でお土産を買う。(京都・関西万博・高速SA)
⑤	修学旅行でのお土産選びを振り返り、これからの商品選択について考える。

～後期課程 8 年（中学 2 年）～

○題材名「自立した消費者となるために」

○ねらい： 本題材では、題材全体を貫く課題として「持続可能な社会の構築のために身近な消費生活や環境をどのように工夫したらよいのだろう」と設定した。身近な消費生活の中から問題を見だし、より豊かな消費生活についての課題を設定して学習を行うことで、より豊かな消費生活を工夫し創造しようとする実践的な態度や、持続可能な社会の構築などの視点から考えようとする態度の育成につなげていきたい。特に、消費者被害に関わる内容については、被害の事例をもとに、消費者被害が発生する背景、被害に遭ったときの対応、未然に防ぐための防止策について考えていく。その際、生徒自身が当事者意識をもって思考できるよう、SNS 広告、ゲーム課金、無料サブリなど、中学生向けのリアルな事例を取り上げる。事例を分析する際は、思考する方法や手段は生徒自身が自由に選択できるようにする。最終的には、今回の事例に対する防止策だけでなく、どのような事例に対しても未然に防ぐための防止策を理解し、実践していけることを目指した。



自由進度学習の様子

○授業計画（全11時間）

時間	内容
①	自分や家族の消費生活について考える。
②・③	多様な支払方法に応じた計画的な金銭管理について知る。
④～⑥	物資・サービスの選択・購入（※消費者被害について）について考える。
⑦～⑪	消費者としての責任ある消費行動について考える。

3 成果と課題

小学校家庭科では、修学旅行の買い物計画を立てる際に、購入の視点として、エシカルの視点を加え、自分や家族、社会や地域のウェルビーイングにもつながっていくというイメージを子どもたちと共有した。購入の前に「必要かどうか」考えるという視点は事前に子どもたちもしっかりもっていたが、この「必要かどうか」という言葉の意味や思いに広がりや深まりが加わったのではないかと考える。特に、今回は修学旅行のお土産を買うという場面を取り上げた。お土産を渡す相手にとってどうか、修学旅行で訪れた地域や場所の特色があるものかなど考えることで、自分から他者へのウェルビーイングへの広がりが見られた。学習後のふり返りでは、「おばあちゃんなどのことを気遣って生八ツ橋を買ったり柔らかいものを買ったりした。お金を使うことが無駄遣いではないかと不安で怖かった。どれぐらいの量が入っているのかや値段などを考えて、もらう人の気持ちを考えて買い物をしたいです。」との意見があった。この学習を通して、これからのウェルビーイングの実現に向けた素地を育むことができたのではないかと考える。

中学校家庭科では、消費者被害が発生する背景、被害に遭ったときの対応、未然に防ぐための防止策について考えていく際に、生徒自身が当事者意識をもって思考できるよう、中学生向けのリアルな事例を取り上げた。題材全体の見通しをもたせながら、各自で課題を設定し、事例分析の際は、「一人で考える」、「複数で考える」、「これまでの学習を振り返る」、「教科書やインターネットなどを使って調べる」等、思考する方法や手段を自由に選択しながら進める自由進度学習で行った。子どもたち自らが、原因や防止策などを調べまとめることで、当事者意識を高めながら課題に対して探究することができた。消費者被害についてまとめた生徒の中には、「まず、自分が意識することは、誰でも消費者被害を受ける可能性があるということです。自分が被害を受ける可能性があるということを理解したうえで、自分が大事にすることは、『被害を受ける前にするべきこと』です。被害を受ける前にすべきことは、権利を知ることと、再利用です。再利用はあまり消費者被害と関係ないと思うところもあるけど、無駄な出費を防ぐことで、購入する際の被害を避けることができます。また、最近増えているスマホを使った悪質商法があるため、『知らないところからの連絡は信じない』ということを意識していきます。被害を受けないために、準備をしっかりとし、自分事として考えるということを大事にしていきます。」という意見があった。題材全体の学びを受けて、自身のこれからの行動と照らし合わせて考えることができおり、これからの自立した消費者として期待できる姿ではないかと考える。

令和7年度 消費者教育に関する教員研修会を開催しました

令和7年8月7日（木）、サンラポーむらくもにて、令和7年度消費者教育に関する教員研修会を開催しました。研修会には、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教員など20名が参加しました。

今年度の研修会のテーマは、「消費者教育ってなぜ必要な？そんな疑問を解決できる研修会」としました。成年年齢が18歳に引き下げられてから3年が経ちました。その間、大切な子どもたちが様々な危険にさらされ、トラブルに巻き込まれてしまった事例が散見されます。そこで、遠藤郁哉弁護士を迎え、実際のトラブル事例について専門的な立場からお話いただきました。その後、年齢に応じた契約に関する知識やルールを知り望ましい消費行動ができるように、消費者教育に関する学習指導案を作成しました。

1 講演

講師：遠藤 郁哉 弁護士 松江ちどり法律事務所

講師紹介：弁護士・中小企業診断士

京都大学法学部卒業、京都大学法科大学院修了（法務博士）

平成20年 弁護士登録（新第61期）

平成25年 松江市内に現在の事務所を独立開業

平成29年 中小企業診断士登録

（主な役職等）日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長

同消費者教育・ネットワーク部会部会長

島根県弁護士会消費者問題対策委員会委員長などを歴任

演 題：「なぜそんな"作り話"に騙されるのか？～学校に今求められる消費者教育を考える～」

講演内容：

弁護士として、現場で扱っておられる事例や全国の動向について、大変わかりやすく説明されました。受講者は、消費者トラブルは次々と手口が変わり若年層にも被害が及んできたこと、そして自己破産を余儀なくされた事例など、タイムリーであり、かつショッキングな実態を知ることができ、改めて消費者教育を実践することの意義について考える機会となりました。

なぜ、「騙されるのか」と考えてみました。投資セミナーでは、怪しいなと疑ってはみるものの断ることがとても難しく、「お金がない」という言葉を発すると、次は、クレジット等のお金の借り方を指南してくるということです。ここで、立ち止まってみると、

- ① 儲かる可能性はゼロ !!
- ② 勧誘者は消える !!
- ③ 借金だけが残る !!
- ④ 被害者から加害者になることも !!

ということが考えられるのです。そして、大人になってから慌てるのではなく、小さな子どものうちから何度でも耳に入れていくことが大切であると話されました。

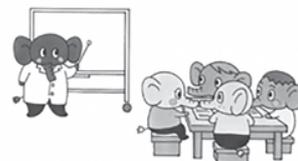
また、消費者被害から身を守る大切な3つの力を示されました。

① **立ち止まる力**→本当に必要な？支払うことができるのかな？

② **断る力**→もうけ話は詐欺かもしれない、はっきりと、やりません、興味ありませんと断る。

③ **相談する力**→一人で悩まない。信頼できる大人、消費生活センター（消費者ホットライン188）に相談する。

とても簡潔に説明されたので、受講者は、その後のグループワークの協議の視点として話し合いを進めることができました。



2 グループワーク

(1) 目的

児童・生徒の消費行動に関する課題に向き合い、ねらいを設定し、1時間の指導案を作成し、実践に活かす。

(2) 内容

受講者は、4つのグループに分かれて、消費者トラブルに関する指導案を作るという活動に取り組みました。事前に、「消費者トラブル題材例、参考になるサイト」を配布し、動画等をあらかじめ視聴して研修会に参加していただきました。情報交換をしながら、しっかりと話し合い、指導案を作成しました。課題については、指定したわけではありませんが、島根県内の児童・生徒の実態からどのグループもゲーム課金について取り上げた授業を想定し、動画視聴等を取り入れた学習指導案を作成しました。最後には、グループごとに発表し、お互いの情報を共有することができました。



(3) グループで考えたプランニングシート (例)



児童・生徒の実態を考慮し、指導したい内容やねらいを設定する。

テーマに沿って課題を焦点化し、本時のねらいを確認する。

全体共有しながら、消費者被害から身を守る3つの力
「立ち止まる力」
「断る力」
「相談する力」
 を確認しまとめとする。

消費者トラブルについて、年齢や実態に応じた動画を視聴し、より深く状況を把握させる。

一人一人の学びからグループに広げて、視野を広げる。

難しい場面についてはロールプレイを取り入れる。

プランニングシート ○○グループ

授業実施日	令和7年 月 日 ()		
受講者	小・中・高・特 (5) 年 教科 (家庭科)		
児童・生徒の課題	オンラインゲーム課金		
受講者の特性			
ジャンル	お金 契約 ネットトラブル マルチ商法 その他 ()		
タイトル	こんな時 どうする?		
ねらい	見えないお金の使い方に関するトラブルについて考え、自身の消費生活で気を付けることを実践しようとする		

時間配分	学習内容	指導上の留意点	教材等
導入 ()分	オンラインゲーム課金トラブルについて知る。	オンラインゲーム体験を語らせ、主体的に学べるようにする。	
展開1 ()分	オンラインゲーム課金トラブルに関する動画を視聴し、自身がポイントと思った点について個人思考する。	ポイントは、「立ち止まりポイント」自身と困っている友達への助言という視点で考えさせる。	ITサポート佐賀①の動画
展開2 15分	グループで一人一人がポイントと思ったことについて伝え合い、整理する。	無理に一つにまとめず、思考の広がり、自分のポイント以外の気づきを大切にすること。	
展開3 10分	それぞれのグループの話題について全体で共有する。	・多くの立ち止まりポイントを全体で共有できるよう工夫して、グループ指名する。 ・可能であれば、ロールプレイを取り入れ、わがこととしてつかめるようにする。	
まとめ 10分	学習をふりかえり、実生活で立ち止まって考える場面について、これから気をつけることを考える。	・個々の消費生活の中で自身の消費実態に合わせて立ち止まりポイントについて考えさせる。 ・立ち止まってうまくいったこと、気を付けることについて、成功体験を想起させ今後につなげる。	



プランニングシート

3 受講者の感想

- ・「立ち止まって考える」消費者になれるように、子どもたちで話し合う時間をつくり、紹介してもらった動画を利用して、トラブルの例を知らせたい。
- ・遠藤先生の講義内容をぜひ校内で共有したい。また、今回、事前に授業で使える動画がたくさんあることが分かったので活用していきたい。
- ・「立ち止まる力」「断る力」「相談する力」を身に付けさせることについても校内で考えていきたい。
- ・“小学生には早い?”と思っていたが、具体的な事例を聞くと「今、やらねば!!!」と思った。
- ・「断る」練習が必要だ!!とクラスの子どもの顔が浮かんだので実践します。
- ・これからちょうど授業に入っていくためのよいヒントをたくさんいただいた。本日、グループで考えた指導案と遠藤先生がいわれたポイントをもとに2学期の授業を作りたいと思った。
- ・生徒を卒業後に消費者被害から守るために、立ち止まる力、断る力、相談する力が育まれるような授業ができるよう考えていきたいと思えます。

プロフェッショナル出前授業・消費者問題出前講座を紹介します

プロフェッショナル出前授業

～弁護士を派遣します～

プロフェッショナル出前授業は、消費者トラブルを未然に防ぐために中学生以上の生徒さんや保護者の皆様を対象に、島根県弁護士会より派遣された弁護士が講師となって行う消費者教育に関する出前授業です。

様々なトラブルに接しておられる弁護士から、専門的な知識に基づいたお話を直接、聞くことができる機会です。契約に関することや最近起きている消費者トラブルの事例等について、クイズを取り入れながら学ぶことができます。

今年度も中学校、高等学校、特別支援学校、大学等にて実施しました。中学校では、家庭科「消費生活と環境」の授業に1時間、弁護士からの授業を組み入れるという活用がありました。高等学校においては、3年生の卒業前にしっかりと消費者トラブルについての授業を受けるといった活用が多くみられました。



出雲市立多伎中学校での授業風景

プロフェッショナル出前授業を受けた生徒の感想

- 僕は、ネットでの通信販売を多く利用していて、たくさんのトラブル事例やその対処法を知ることができたから、これからは、商品を買うときはトラブルなく買えるようにしたいです。
- 弁護士さんに授業していただいて、授業だけでは分からなかったことも分かりやすく解説していただき、今まで自分が勘違いしていたことや新しく知ったことがたくさんあってとても勉強になりました。
- 通信販売を利用する時は、良いコメントだけでなく、良くないコメントを見ることも大切だとわかりました。
- 契約は、一度してしまったら戻すのは難しいというのを知り慎重に行うべきだなと改めて感じることができました。契約についての法律があることも初めて知ったし、今のうちに詳しく学習出来てよかったです。通信販売を利用するときは家族としっかりとサイトを読んで買いたいです。
- 授業で習ったことが出てきて復習ができてよかったです。クイズをたくさん挟んでくれてとても分かりやすかったです。習ったことをこれからの生活に活かし、買い物をするときなどに気を付けようと思います。
- 現金は手元で確認でき、クレジットカードは底がないので、大人になったらたくさん使ってしまうので、食材などは現金、家具など値段が高いものはクレジットカードを使い、分けた方が使いやすいかなと思いました。

担当の先生の感想

昨今、消費者トラブルは多発しており、トラブルの実態やトラブルの対策方法等を学習する必要性が高まっています。そのような時、弁護士の方から直接お話を聞くことができ、大変貴重な経験となりました。生徒達は、先生の講話を真剣に聞き、一人一人が自分の生活を振り返りながら、自分事として考えることができたようです。この学びが日常生活や将来に活かされることを願っています。

消費者問題出前講座（学校への出前講座）

消費者問題出前講座は、若者、高齢者、職域、地域といった区分で、広く県民の皆様を対象として、消費生活相談員、行政職員、消費者教育コーディネーターが講師として出前講座を行っています。

学校での出前講座については、小学校から大学、専門学校まで幅広く実施しました。

出雲市立稗原小学校では、「賢い消費者になろう」といテーマで、授業公開日に5年生とその保護者様と一緒に家庭科の授業として学習しました。

ニーズ（必要な物）とウォンツ（欲しい物）について品物を見定める、お小遣いで買えないものは、少しずつ貯めてから買うといった買い物について考えました。また、「オンラインゲーム課金とクレジットカードトラブル」（ITサポートさが作成）という動画を見てゲーム課金など、目に見えないお金がどんどん消費されてしまう場面には気を付けなければいけないことを親子で学びました。保護者様にもペアレンタルコン



動画を視聴している場面

ロールの大切さを知っていただく機会となりました。

中学校や高等学校、特別支援学校では、「消費者トラブルとその対策」というテーマで家庭科やロングホームルームでの出前講座を行っています。「契約とは何か」という基本を学び、それに伴う消費者トラブル例を挙げながら対処法やもし消費者被害にあったらどうすればよいのかということ学びます。中学生以上となると、スマートフォンやパソコンが身近な物となり、インターネットが入口となるトラブルにあう危険性が高まるので、出前講座で自分の消費行動を振り返るきっかけとなりました。

消費者問題出前講座を受けた生徒の感想

- トラブルになったことがないということもあり「消費者トラブル」について詳しく知らなかった。しかし、トラブルになってからでは遅いので、今日、学んだことを忘れずに、トラブルにならないようにしたい。
- 私たちの消費行動がSDGsに関係すると知り、商品を買うときによく比較検討したい。
- いろいろな悪質商法があるので、引っかけられないようにきちんと断る力をつけていきたい。
- カードで買い物をする時と現金で買い物をする時では違うと分かった。ネットで買う時に、必要な物と必要じゃないものを自分で判断していきたい。

担当の先生の感想

自分たちにとって身近な問題であると認識してくれたようです。相談することの大切さや考えて行動することの重要性を理解するきっかけとなったと思います。

「プロフェッショナル出前授業」と「消費者問題出前講座」には、次のような特長があります。

- ①専門的な知識や経験から、児童・生徒に直接、伝えることができ、日常の消費行動に反映できます。
- ②現在の消費者トラブルについて例を挙げて話すことができ、児童・生徒にトラブルから身を守る知識、方法を伝えることができます。
- ③受講者の感想から、契約やお金のことについて時間を取って聞くことができ、自分の生活を振り返ることができる機会となっています。

※どちらも経費（謝金、旅費等）は無料です。お気軽に、ご相談ください。

【問い合わせ先】

島根県環境生活部環境生活総務課消費とくらしの安全室 消費者教育コーディネーター 山中 容子
☎0852-22-5103

プロフェッショナル出前授業及び消費者問題出前講座の申請方法は次の通りです。

プロフェッショナル出前授業

「プロフェッショナル（弁護士）を」無料で派遣します

学ぶ内容 弁護士が解説！
成年年齢引き下げと若者の消費者トラブル

- ・ゲーム課金、通販トラブル、1円決済、マルチ商法・闇バイトに気をつけること
- ・トラブルに巻き込まれて、被害のは、「喪失感」と「羞恥心」
- ・成年年齢引き下げによって、17歳までになった「未成年者消費」
- ・心とつながる1分間、1分間（高校生までまで）
- ・消費者被害に気づいたら「立ち止まる力」「断る力」「断る力」

講座のメリット

- ・法律の専門家 弁護士の話が聞ける！
- ・クラス単位の講座に対応可能！（要相談）

対象者は？

県内の学校の生徒さんや中学生以上
小・中学校、高等学校、特別支援学校、福祉高等学校、工業、商業、専門学校、自治体高等学校
先生方および保護者の方

講師の1つに！
先生方へ！
先生方へ！
先生方へ！

PTA単位での開催も！
PTA単位での開催も！
PTA単位での開催も！

講座時間 1〜2時間程度
原則、平日9:00〜17:00まで
土曜日の開催も可能
会場予約、講師費用、会場費は別途お見積り
お申し込み先 島根県消費とくらしの安全室
島根県環境生活部 3 島根県消費センター 3階
☎0852-22-5103

子どもたちをトラブルから守ろう！！

消費者問題出前講座

保護者として知りたいことが学べます！！

授業として知りたいことが学べます！！

児童・生徒の最近の消費動向・・・トラブル事例と対策（ふせぐ方法）
いつの間にか買ってしまった商品やサービス・・・クレジットカーダやキャッシュレス決済
商品と違う商品が届いた！詐欺サイトやSNSで誘われる消費者トラブル
もう打倒！、悪質な消費者に「マルチ商法」、勧誘
物にも、新商品、定期購入、闇バイトに気をつけること・・・
エシカル消費・SDGs（持続可能な開発目標）

講座のメリットは？

消費者問題について最新情報が聞ける！
消費者センターの相談員・職員・消費者教育コーディネーターが担当します。
授業料や会場費、給食代や学費の軽減等、ご要望に応じて内容を調整します。
お教室での消費生活に関する研修としてもご活用いただけます。
講座に合わせた内容と分かりやすい資料等を配布します
平日開催のテーマに合わせて事前に講座内容についてお話をします。

対象校？ 県内任意のおおむね10名以上の団体・グループ

開催時間 1〜2時間程度
原則、平日9:00〜17:00まで（18時以降は別途お見積り）
土曜日の開催も可能
会場予約、講師費用、会場費は別途お見積り
お申し込み先 島根県消費センター（消費とくらしの安全室）
島根県環境生活部 3 島根県消費センター 3階
☎0852-22-5103
島根県消費センター

子どもたちをトラブルから守ろう！！

消費者問題出前講座

保護者として知りたいことが学べます！！

保護者として知りたいことが学べます！！

若者の最近の消費動向・・・トラブル事例と対策（ふせぐ方法）
いつの間にか買ってしまった商品やサービス・・・クレジットカーダやキャッシュレス決済
商品と違う商品が届いた！詐欺サイトやSNSで誘われる消費者トラブル
もう打倒！、悪質な消費者に「マルチ商法」、勧誘
物にも、新商品、定期購入、闇バイトに気をつけること・・・
エシカル消費・SDGs（持続可能な開発目標）

講座のメリットは？

消費者問題について最新情報が聞ける！
消費者センターの相談員・職員・消費者教育コーディネーターが担当します。
ご要望に応じて内容と分かりやすい資料等を配布します
講座に合わせた内容と分かりやすい資料等を配布します
平日開催のテーマに合わせて事前に講座内容についてお話をします。

対象校？ 県内任意のおおむね10名以上の団体・グループ

開催時間 1〜2時間程度
原則、平日9:00〜17:00まで（18時以降は別途お見積り）
土曜日の開催も可能
会場予約、講師費用、会場費は別途お見積り
お申し込み先 島根県消費センター（消費とくらしの安全室）
島根県環境生活部 3 島根県消費センター 3階
☎0852-22-5103
島根県消費センター



学校における消費者教育支援事業



消費者問題出前講座（学校向け）





令和7年度島根県における消費者教育について

1 現状

島根県では、令和7年度から第6期島根県消費者基本計画の中で、基本方針Iとして消費者教育の推進を位置づけ、幼児期から高齢期までライフステージに応じた消費者教育の推進のため、様々な場所で体系的・継続的な消費者教育を受けることができるように様々な事業を行っています。特に、学校においては、児童・生徒が消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつけることができる自立した消費者の育成を目指し、下記4つの内容を中心に消費者教育事業を展開しています。

- (1) 消費者教育の実施
- (2) 教員向け研修会の開催
- (3) 関係機関との担当者会議の開催
- (4) 消費者教育情報冊子の作成及び配布

2 令和7年度の取組状況について

- (1) 消費者教育の実施 (R8.2月現在 実施予定も含む)

①島根県消費者教育外部人材活用講師派遣事業 (プロフェッショナル出前授業)

実施別	学校数 (授業数)	実施地域	参加人数
中学校	8 (20)	東部3、西部5	604
高等学校	5 (6)	東部2、西部2、隠岐1	445
特別支援学校	1 (1)	西部1	9
大学等	1 (1)	東部1	90
合計	15 (28)	東部6、西部8、隠岐1	1,148



○出雲・益田圏域を中心に中学校の家庭科として実施が増加し、実施校数は昨年度並みであるが、授業数が増加しました。

②消費者問題出前講座

消費者センター職員等が県内各地 (学校、地域等) に出向いて出前講座を実施

実施別	回数	実施場所	参加人数
若年者(学校等)	34	各学校及び、各種専門学校、大学等	1,759
高齢者等	13	老人クラブ連合会、高齢者向け研修	354
地域・その他	17	公民館、地域住民が主催する研修会等	417
職域等	9	企業社内向け研修、商工会等	257
合計	73		2,787



なまはらび

○津和野町での消費者月間の啓発イベント実施を受けて、同町内での出前講座実施が増加しました。

※委託事業 (NPO 法人 消費者ネットしまね) における出前講座は、28回でした。

③学校における消費者教育実践研究委託事業 (すくすく消費者第42号・第43号)

授業方法や教材研究を通じて消費者教育の質的向上を図るため、本冊子を小・中・高校、特別支援学校に配布し、実践例を紹介することで、学校における一層の消費者教育の推進に繋げています。

- (2) 教員向け研修会の開催

日時：令和7年8月7日13:30～16:00 20名参加 (サンラポーむらくもにて開催)

内容：講演およびグループワーク

講演：「なぜそんな“作り話”に騙されるのか?～学校に今求められる消費者教育を考える～」

講師：松江ちどり法律事務所 弁護士 遠藤 郁哉氏

グループワーク：消費者教育に関する学習指導案づくり

- (3) 島根県消費者教育推進連絡会議の開催 (6月、2月 年2回開催)

消費者教育施策に関する意見交換と関係機関等の情報共有を目的に開催しています。

- (4) 消費者教育情報冊子の作成と配布

「18歳になるまでに知っておきたい契約とお金のルール」を作成し、消費者問題出前講座での活用やプロフェッショナル出前授業実施校への配布をしています。